

令和 4 年度事業計画

【はじめに】

介護保険は、介護が必要になった高齢者等の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを提供することを目的とするものであり、提供されるサービスは、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するものであることが求められている。

また、2000 年の介護保険制度創設から 20 年が経過する中で、その費用は大幅に増加し、少子高齢化の進展及び介護ニーズが増大する一方、生産年齢人口の減少が顕著となることが見込まれ、制度の安定性・持続可能性を高める取り組みが引き続き求められている。

【国の介護報酬改定】

このような状況の中で国は、令和 3 年度介護報酬の改定において、

- (1) 感染症や災害への対応力強化
- (2) 地域包括ケアシステムの推進
- (3) 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進
- (4) 介護人材の確保・介護現場の革新
- (5) 制度の安定性・持続可能性の確保

の、5 つの柱を掲げています。

しかしながら、財務相諮問会議が令和 3 年 5 月にまとめた提言では、

- ・利用者負担の見直し
(原則 2 割とすることや 2 割負担の対象範囲の拡大を図ることを検討する)
- ・介護人材確保の取組と ICT 化等による生産性向上
- ・ケアマネジメントの在り方の見直し
- ・地域支援事業の事業費上限超過の抑制

などが挙げられており、特に生産性向上に関しては、令和 4 年 6 月までに施行される予定の「社会福祉連携推進法人制度」の積極的な活用を促すなど、経営主体の統合・再編等による介護事業所・施設の運営効率化を促す施策を講じていくことも求めています。

【長崎県介護保険事業計画】

また、令和 3 年度から令和 5 年度における長崎県第 8 期介護保険事業計画は、生産年齢人口の減少による急速な高齢化の進展、オンラインや WEB 利用による感染予防に配慮した施策の見直し並びに AI、IoT 及び

ロボットなどの技術革新が叫ばれる中で、高齢者の地域での生活を支え、かつ、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得る「地域包括ケアシステム」を深化させていくことを目指しています。

【西海市介護保険事業計画】

また、西海市の第8期介護保険事業計画は、生産年齢人口の急速な減少に伴う高齢化が進展する中で、基本理念に「安心と自立を支えるまちづくり」を掲げ、

- ① 高齢者の生きがいづくり
- ② 地域で支えあう仕組みづくり
- ③ 介護予防の推進
- ④ 各種サービスの充実

の、4項目を基本目標に、長崎県と同じく「地域包括ケアシステム」の深化を目指しています。

【社会福祉法人への期待】

このように、国・長崎県・西海市ともに、新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら、地域の高齢者等が住み慣れた地域での生活が継続できる体制である「地域包括ケアシステム」を構築することを重要視しており、社会福祉法人には、その支援の担い手として中心的役割を果たすことが期待されています。

また、社会福祉法人には、地域における公益活動として、施設機能の地域への開放や資金を再投下して、地域課題に対する事業を展開する取り組みの推進を求めるとともに、介護事業について、データ活用やオンライン化の加速、科学的介護・栄養の取組といった既存施策の推進も求めています。

【寿泉会の基本方針】

このような中で寿泉会としては、令和4年度も公平・公正な法人運営を基本に、引き続き経営充実と安定を基調とし、利用者等の確保対策や全職員のスキルアップ制度を確立し、福祉サービスの基本理念であるノーマライゼーションとコミュニティケアを再構築すると共に施設が有する専門的機能を十分発揮しながら、利用者の能力に応じた適切なサービス提供に努め、認知症介護を含む安らぎと満足感が得られる介護サービスの向上を目指し、より地域に密着し開かれた施設づくりに努めてまいります。

【本年度の重点事項】

(1) 財務管理

- ① コスト管理を基調とした事務・事業の効率化を図るとともに、透明性のある安定的な経営に努めます。
- ② 施設・設備の防災・減災性能の向上のため、令和3年度に引き続き、非常用自家発電機の導入を図りながら、緊急性の高い設備の更新や AI、IOT 及び介護ロボットなどを活用した科学的介護の導入検討など、安全・安心な施設づくりに努めます。
- ③ 介護報酬改定の趣旨に応じた各種加算の動向等を注視し、中・短期的な視点から、安定経営と高品質の介護サービスの提供に努めます。

(2) 労務管理

- ① 昨年度、介護職員8名及び看護師1名が退職、新たに事務職員1名及び介護職員2名の補充を行い、本年度は、既に介護職員2名の採用内定をいたしているところです。

本地域は、介護職等の専門職の確保が慢性的に困難になっていること、また、専門職員の高齢化が経営の大きな影響を及ぼすこととなるため、介護職員処遇改善交付金を活用してキャリアパスの導入や人事評価の導入を進めるなど処遇改善を行ってきました。

現状においても、人材確保等が極めて難しい状況があるため、「働き方改革」による働きやすい職場環境の整備や、介護職員等特定処遇改善加算交付金及び「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく、処遇改善支援対策補助金及び処遇改善臨時交付金を活用し、介護職員として長く働くことができる環境づくりを図り、職員力の向上と意欲ある職員の雇用及び育成や給与制度等の見直しなどに努めます。

- ② 施設経営の基本は人材の確保と育成であり、またより質の高いサービスを提供するため、その専門性が十分発揮できる職場環境の整備に努めるとともに、職員が誇れる明るい職場づくりを目指します。

- ③ 介護福祉士などの有資格者職員比率を高めるため、年次計画により 施設内研修の拡充や施設外研修の機会の充実を図り、意欲ある職員の育成と施設サービスの向上に努めます。
- ④ 職員の健康管理と感染症対策の充実強化に努めます。
- ⑤ 職員の役割分担の明確化や職員会議及び幹部会議等の機会を増やすなど、職員の意思疎通やコミュニケーションづくりに努めます。
- ⑥ 法人経営及び施設情報の開示のため、より解りやすく魅力的な情報 発信に努めます。

(3) ボランティア及び実習生の受入れ

新型コロナウイルス等の感染予防対策は、本年度も、これまでと同様な観点から制限することが予想されますが、入所者利用者にとって、保育園や小学校・中学校・高等学校及び地域住民によるボランティアの方々との触れ合いは必要なケアだと考えています。

十分な感染予防対策を検討し、交流の場づくりや、地域に根ざした施設づくりに努めます。

また、特定行為業務（喀痰吸引等）や教員免許取得者への介護体験実習、介護福祉士、社会福祉士の実習等、様々な実習生を受入れについても、十分な感染予防対策を実施しながら福祉人材育成の拠点としての地域貢献に努めます。

(4) リスクマネジメント及びコンプライアンス

福祉サービスにおけるリスクマネジメントの基本的視点は、「利用者の尊厳の保持」と「良質かつ適切なサービス」を担保することであり、日頃から入所者や家族との情報交換を密にして信頼関係を構築しながら、生活の場である施設での事故防止・相談・苦情処理については、サービス向上委員会でも十分検討し的確かつ真摯に対応し、十分説明責任を果たすことができるよう体制づくりに努めるとともに、法令遵守に努め、より働きやすい職場を目指します。

(5) 食事の提供

施設利用者等の給食の献立など食事内容は、給食委員会におい

て利用者等の身体の状況や嗜好など十分精査し、地域の季節食材の旬を可能な限り利活用し、利用者の生活の中心に「食」を据えると共に、各種イベント食にも創意工夫を凝らし、利用者が楽しく、美味しく食事することができるよう個々の食事形態にも十分配慮した「食」の提供をしています。

今後とも、食事提供業務を委託している事業者との連携・協議を行い、食事の味付けに気を配り、安全で真心を込めた食事の提供に努めます。

【介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業】

指定介護老人福祉施設として、

- ① 施設サービス計画に基づき、可能な限り在宅生活への復帰を念頭に置き、入浴、排せつ、食事等の介護、相談援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。
 - ② 常に利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った指定介護老人福祉施設サービスを提供する。
 - ③ 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、保険者、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者及び他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携をする。
- を、運営方針として定めています。

この運営方針を踏まえ、施設サービス計画の策定に当たっては、次の点に留意します。

- 利用者の自己決定とサービスの選択を十分尊重し、利用者の立場に立ち、利用者が有している身体能力を最大限に活用し、個々の身体機能に応じた適切な計画となること
- 利用者のご家族に計画策定のケース会議への参加を促し、施設サービスに対する情報の共有及び共通理解を図り、要望や希望を取り入れた計画となること
- 機能訓練、入浴、排せつ、食事等介助、健康管理その他日常生活

上の世話などの面において自立支援につながる計画となること
また、指定短期入所生活介護事業所として、要介護状態となった利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持や家族の介護負担を軽減させ、在宅での生活存続につなげることを、事業所の運営方針として定めています。

この施設・事業所としての運営方針の実現のため、介護・看護記録などにITを活用し、多職種間の情報共有をし、業務効率を上げ、状態変化に早期に対応できる介護サービスの提供に努めます。

令和4年2月末現在、特養入所者61名、利用者の平均年齢87歳、平均介護度3.7、認知症日常生活度の平均値2.7で、利用率は91%となっています。

この利用率の向上のために、居宅介護支援事業所はもとより老健施設や医療施設等との連携及び情報共有を一段と密にし、効率的な入退所事務に努めるとともに、長期利用者の確保に努め、次の事項について留意します。

(1) グループケア・個別ケア・認知症ケアの確立

年々増加傾向にある認知症利用者に対しては、常に専門的なケアが提供できるよう、今後とも介護知識や技術の習得など含め専門職の育成に努め、より質の高いサービス提供に努めます。

(2) 施設生活の充実

利用者にメリハリのある施設生活を過ごしていただくため、感染症対策を図りながら、単調になりがちな施設生活の充実に向け、季節ごとの行事開催や地域との交流に努めます。

また、利用者個々の情報を集約・共有するシステムの導入検討を行い、利用者に心身共に健康的な施設生活を過ごしていただくため、嘱託医、多職種が連携する統一したケアの実現に努めます。

(3) ターミナルケアの確立

高齢期そのものが終末期の始まりであり、終末期ケアは高齢者ケアの一部とされているように、人権と尊厳を基調とし看取り介護にあたっては、嘱託医との連携を更に密にし、利用者や家族の意

向を十分尊重して安心と安らぎをもたらすことができるようさらに職員の資質の向上に努めます。

また、配置医師緊急時対応加算を算定できるように努めます。

(4) 身体拘束廃止・事故予防及び防止

身体的拘束等適正化のための指針に基づき、身体拘束廃止委員会に於いて

- ① 身体的拘束の廃止に向けての現状把握及び改善
- ② 「緊急やむを得ない身体的拘束」の状況、手続き、方法の検討及び適正に行われているかの確認
- ③ 虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合の調査、検討及び対策
- ④ 職員の教育・研修の企画・実施
- ⑤ 日常的ケアを見直し、利用者に対して人として尊厳のあるケアが行われているかの検討

について、協議・検討を行うとともに、介護事故やヒヤリハット事例の検証などにより、再発防止の取り組みや改善を行い、利用者が安心できる介護を目指して、職員の意識改革と認識を高めることに努めます。

(5) 感染症対策の確立

感染症対策の基本は、持ち込まない、持ち出さないことと、日々の入所者・利用者及び職員の健康管理が重要であり、施設内の感染・蔓延防止のためには、新型コロナウイルス感染症を含めた事業継続計画（BCP）の策定及びBCPに基づく訓練の実施や早い段階での異常の発見、対策の実施が求められており、長崎県健康管理システム（N-CHAT）への記録や職員の出勤前、出勤時及び退勤時の検温記録の実施等これまでと同様の対応の継続を行い感染予防に努めます。

(6) 短期入所利用者の確保

社会保障制度改革の中で示された地域包括ケア制度の一層の拡充は、短期入所生活介護サービスの提供を行う事業者として、独居高齢者、老々介護世帯及び認知を伴う高齢者の方々が、在宅における要介護者が可能な限り住み慣れた地域や家庭での生活を維持継続していく上で、重要な事業です。

今後とも、居宅介護支援事業者及び医療機関などとの情報の共

有並びに連携の強化を図り利用率の向上に努めます。

【海風荘デイサービス事業】

本事業所は、要介護者に入浴・食事などの提供、日常生活に関する相談・助言、健康状態の確認などの日常生活上の支援やレクリエーションなどを提供する「地域密着型通所事業」と、保険者である西海市が実施する地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業としての「介護予防通所サービス」を提供しており、高齢者の介護予防あるいは要介護状態の維持改善を促し、家族の心身の負担軽減を図るとともに利用者が住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう支援することを目的としています。

利用者1日あたりの定員は、地域密着型通所介護と介護予防通所サービス（以下「デイサービス」という。）合わせて18名としていますが、利用者の半数が90歳以上となり、要介護者が増加傾向にあります。

また、現在の1ヶ月当たりの平均利用率は約60%であり、本年度も、この利用率の維持・向上を図るために、在宅介護支援センター、西海市地域包括支援センター及び各地区の民生委員などとも連携を密にして利用者の確保に努めながら、利用者のニーズに沿ったきめ細かなサービスの提供と、利用者の「安全」・「自立」・「快適」を基調とした支援に努め、利用者から選ばれるデイサービスを目指します。

なお、デイサービス利用者へのサービスの質の確保、事業所運営の透明性の確保、事業所による「抱え込み」の防止及び地域との連携の確保を図るため、地域密着型サービス事業所が、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることを目指し、利用者、利用者の家族、地域住民及び行政の担当者などで構成される「運営推進会議」の充実強化に努めます。

（1）通所介護・介護予防通所

- ① 「共通的サービス」日常生活上の支援
- ② 「選択的サービス」集団レクリエーションの実施
- ③ レク内容の充実・多様化

（2）デイサービス職員の資質向上

- ・施設内研修の充実、施設外研修の充実、資格の取得

(3)「海風荘デイサービス」の独自サービス

- ・生花教室
- ・指圧師によるマッサージサービス（無料）

【居宅介護支援事業所】

海風荘ケアプランセンターは、介護保険対象者やその家族に対して、生活全般にわたる相談・援助を行い、介護計画（ケアプラン）の作成、高齢者福祉に関する各種手続きの調整・代行を実施しています。

また、社会保障制度改革により、地域包括ケアシステムの充実強化が図られ、入退院時の医療機関との連携促進や主治医への情報伝達など、運営基準の明確化や、一段と質の高いケアマネジメントが求められるとともに、認知症高齢者や老々介護世帯等、複雑なケースへの緊急対応や時間外の相談件数が増加傾向にあります。

このような中、本年度も西海市地域包括支援センターや市内各種介護サービス事業所との連携を密にし、感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者への介護サービスが継続的に提供できるような、利用者に信頼されるケアプランセンターを目指します。

なお、新型コロナ感染予防対策として実施している、電話によるモニタリングやWEBでの各種事業所間との連携を図り、利用者の状態の変化や不都合の有無等の確認・点検を行い、利用者の在宅生活状況に応じた、迅速・適切なケアプランの変更対応を心がけるとともに、職員資質の向上を図るため、外部研修及び施設内研修等に積極的に参加し自己研鑽に努めます。